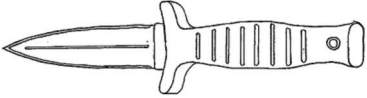


京都府告示第280号

青少年の健全な育成に関する条例（昭和56年京都府条例第2号）第14条の2第1項の規定により、次のがん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定する。

平成20年6月17日

京都府知事 山田 啓 二

品名	形 状	構 造・機 能
ダガーナイフ		鎧（しのぎ）を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの